

○製菓衛生師法施行令

(免許証の再交付)

第六条 製菓衛生師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3 免許証を破り、又はよごした製菓衛生師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

4 製菓衛生師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

○製菓衛生師法施行細則

(申請書の様式)

第六条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

四 令第六条第二項に規定する申請書 様式第六